

輸送の安全にかかる情報の公表

2023年4月1日
野村交通株式会社
代表取締役 山本英治

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全にかかる情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

スローガン 「安全・親切・丁寧」 安全はすべてに優先する。

2. 輸送の安全に関する目標

- 法令遵守
- 重大事故・飲酒運転・速度超過を撲滅する
- 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報の確保に努める
- 死傷者を伴う重大事故を発生させない
- 車庫等での後退時における事故防止の徹底
- 危険予知訓練実施
- 安全標語の唱和

3. 目標の達成状況及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和4年度（期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）

事故件数10件（バス1件・タクシー9件）

死亡事故0件、重傷事故0件、軽傷事故0件、物損・自損事故9件、被害事故1件
(後退時の事故4件、右左折時2件)

令和5年度 重点目標

重大事故 0件、

後退時・方向転換時、右左折時の事故 0件 を目指す。

4. 安全管理規定

別途、ホームページにアップしています。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

別途、ホームページにアップしています。

6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別途、ホームページにアップしています。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

安全衛生委員会（毎月）、安全研修（毎月）、乗務員会会議（毎月）、健康診断（年1回＊年2回）
適性診断（バス年1回、タクシー法令に準ずる）、産業医による健康相談（毎月）、
睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査（バス年1回、タクシー適宜）、
ストレスチェック（年1回）、運転記録証明書の取得（年1回）、交通安全運動（年2回）、
安全標語の募集・表彰（年1回）

8. 道路運送法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報

本社　運行管理課　運行管理者

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

*行政処分の公表（一般・貸切）　：　なし